

平成29年4月号

## 労働法講演会開催のご案内

アベノミクスの第2ステージでは、安倍政権の最重要課題として、「一億総活躍社会」の実現を掲げており、最大のチャレンジを「働き方改革」としています。この政策は、言葉通り「働き方」つまり労働そのものの変革を迫るものとして、企業人事に及ぼす影響は大きく、今後も確実に進められることが予想されます。このため各企業では、自社の「働き方」について「働き方改革」への対応をするため、労働法政策の変化についての理解が求められます。

講演会は、昨年同様、身近で分かり易い講演会にする所存です。今回も、労働の現場で相談が多い問題を取り上げる予定です。ご多忙中とは存じますが、多数のご出席を頂きたいとご案内申し上げます。

### 記

日時：平成29年6月14日(水) 受付 午後1時45分 開始 午後2時00分～4時00分  
会場：長良川国際会議場4F大会議室 岐阜市長良福光2695-2 TEL 058-296-1200  
参加費：無料  
演題：経営者のための先端労働法 ー働き方改革と企業人事ー  
講師：ヒライ労働コンサルタント

代表 平井 繁利 (特定社会保険労務士) 「働き方改革」と企業人事への影響

「働き方改革」とは？①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金と雇用慣行、③高齢者の就労促進・・・が主テーマ。労働の現場ではどのようなことが起きており企業人事にどのような影響があるのか？また、今から26年前の電通事件における過労自殺(平成3年8月)の労働の現場では、何が起きていたのか？その結末は？(最高裁第2小法廷平成12年3月24日判決)

青山 直希 (特定社会保険労務士) 私がうつ病になった原因は…？

ひ弱なモンスター社員への対応をどうする！

最近“怒れない上司”が増えているようです。「少し注意すると次の日から来なくなる」などの話を聞くことがあります。そうした社員に対して、どのように対処すべきか？会社が安全配慮義務違反とならないためには、どのような対策を講じ、実施すべきか・・・。

坂 隆昭 (特定社会保険労務士) 監督官がやってきた！

「残業されているようですが、手当が払われていませんよ！」

昨年に引き続き、監督署調査事例をご紹介します。今回は、労働基準監督官が突然現れ、「労働時間管理の状況を確認したいので資料を拝見したい」と言い出します。社長は、これまでベテラン社員に任せっきりで、特に残業手当も払っていません。困ってしまった社長は、社員たちに話をし始めますが悪い方向に・・・本事例を通して、会社としてとるべき対応を具体的に紹介します。

上村 智世 (特定社会保険労務士) SNSの普及！会社はどこまで規制できるのか？

SNSの普及により、特定の個人の情報を収集または提供することが比較的簡単にできるようになりましたが、情報の内容によっては様々な問題を生じることが懸念され、会社にとっては損害を被る可能性もあります。ここでは、企業倫理(コンプライアンス)の観点から、機密情報の漏洩といった問題が起きる前に会社が取るべき対策、万が一問題が起きてしまった場合の会社の対応について解説します。

## アルバイトの労働条件を確かめよう！

厚生労働省では、昨年に引き続き、全国の大学生等を対象に、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

今年度は、引き続き大学等での出張相談を行うとともに、過去の調査結果等でも、労働基準法で規定されている労働条件の明示がなかったと回答した学生が多かったことなどを踏まえ、新たに学生向けに身近に必要な知識を得るためのクイズ形式のリーフレットやポスターの配布による周知・啓発などを行っています。

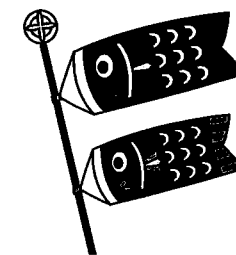
1. 実施期間 平成29年4月1日から7月31日

### 2. 主な取組内容

- ①都道府県労働局による大学等への出張相談の実施
- ②新たな学生用のクイズ形式のリーフレットや、アルバイトのトラブルについてイラストで分かりやすく示したポスター等の大学等での配布や掲示による周知・啓発
- ③都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

### 3. 重点的に呼びかける事項

- ①労働条件の明示
- ②適切な勤務シフトの設定
- ③労働時間の適正な把握
- ④商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止



## 平成29年度 新入社員のタイプ

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」が毎年命名し、発表している新入社員のタイプですが、平成29年度は「キャラクター捕獲ゲーム型」となりました。ちなみに、昨年は「ドローン型」でした。皆様の会社の新入社員は、このタイプに当てはまるでしょうか？

### 『キャラクター捕獲ゲーム型』

キャラクター(就職先)は数多くあり、比較的容易に捕獲(内定)出来たようだ。一方で、レアキャラ(優良企業)を捕まえるのはやはり難しい。すばやく(採用活動の前倒し)捕獲するためにはネット・SNSを駆使して情報収集し、スマホを片手に東奔西走しなければならない。必死になりすぎてうっかり危険地帯(ブラック企業)に入らぬように注意が必要だ。はじめは熱中して取り組むが、飽きやすい傾向も(早期離職)。モチベーションを維持するためにも新しいイベントを準備して、飽きさせぬような注意が必要(やりがい、目標の提供)。

公益財団法人日本生産性本部 調査研究より抜粋

☆ 先日、FAXをお送りしましたが、4月分の給与計算より、雇用保険の料率が4/1000から3/1000(一般の事業)、5/1000から4/1000(建設の事業)へ引き下げとなっています。今一度、ご確認ください。

☆ 今年も6月に労働法講演会を開催させていただきます。ご出席いただける場合は、担当者までご連絡ください。すでにお返事をいただいている場合には、何卒ご容赦ください。鉛筆子